

# ○ 保育所の保育料

## ■ 保育料の算定

保育料は、原則、各月 1 日を基準日として、児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況やひとり親世帯、在宅障がい者世帯などの世帯状況、児童の出生順位、児童の年齢（4 月 1 日時点）、保育必要量の区分により算定します。

3 歳児以上の保育料は無料です。（0～2 歳児は住民税非課税世帯の場合、保育料が無料となります。）

階層区分は 1 階層～19 階層（0 円～55,000 円）に分かれています。

上記により算定された保育料とは別に、給食費（3 歳児以上）や保護者会費、教材費等の負担が必要になる場合があります。

## ■ 保育料の納付

認可保育所の保育料の納付期限は、保育を実施した月の翌月末日（11 月分については 12 月 27 日）です。（金融機関の休業日に当たるときは原則、翌営業日です。）

認定こども園（保育所部分）及び小規模保育事業施設の保育料の納付期限は、施設にお問い合わせください。

## ■ 出雲市独自の多子世帯軽減制度

子どもが 3 人以上いる世帯で、保育所入所児童のうち最年長の子どもが 3 人目以降の子どもの場合、この最年長の子どもの保育料は半額になります。ただし、同一世帯で保育料の滞納がある場合には、この軽減制度を受けることができません。また、この軽減制度を受けるためには、毎年度申請が必要です。

保育料に関する**問い合わせ**は、保育幼稚園課入園係 電話：21-6964 へお願いします。